

贈与税の納税猶予に関する適格者証明願必要書類一覧

図 書	説 明	チェック
贈与税の納税猶予に関する適格者証明願 【原本 2 部】	共通様式。 右上の相続人氏名欄に、本人申請の場合（使者差向けの場合を含む）は相続人の連絡先を、代理申請の場合は代理人の連絡先を付記してください（名刺などに代えること、メモ書き程度でも可）。	
特例適用農地等の明細書 【2 部】	別表 1	
障害等の状況についての申告書 【2 部】	別表 2（必要に応じて）	
贈与税の納税猶予に関する適格者証明書チェック表【1 部】	共通様式	
位置図（案内図） 【原本又は複写（コピー） 1 部】	都市計画図（1/2500）その他の地図（特例適用農地が明らかであれば、インターネット上の地図なども可）に <u>特例適用農地及び自宅からの経路を朱書きで明記</u> してください。 ※ 都市計画図は、都市計画課（南館 2 階）で購入できます。	
公図（地番表示図） 【原本又は複写（コピー） 1 部】	3ヶ月以内に交付を受けたもの <u>特例適用農地を朱書きで囲</u> んでください。 ※ 公図は、法務局又は市税務課（北館 2 階）で購入できます。	
贈与したことが確認のできる書類 【原本又は複写（コピー） 各 1 部】	【次に掲げる書類すべて】 ・ <u>特例適用農地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。法務局で3ヶ月以内に交付を受けたもの。インターネットで取得したものは不可）</u> ・ 住民票の写し（全部事項証明書の所有者の住所が現住所と異なる場合。3ヶ月以内に交付を受けたもの） ・ 農地法第 3 条の規定に基づく許可書の写し	
委任状 【原本 1 部】	（委任を受けて届出をする場合（使者を差向ける場合は不要））	
その他 【原本 1 部】	経緯書など必要に応じて	

【注意事項】

- ・ 農業委員会への提出は、毎月 10 日締切りです（10日が土曜・日曜・祝日の場合はその翌開庁日）。
- ・ 上記で不要とされた書類であっても、審議の過程で必要に応じて追加で提出していただく場合があります。
- ・ 証明書の受取りの際には、認印をお持ちください。